

[日給者の当直による賃金]

図 日直勤務者に対して通牒による手当を支給する場合はその者に支払われるべき日の賃金は支払う必要はないものと解されるが、右の如く解すれば当直者が賃金の支払を日額を以て受ける者である場合に法第三十五条の規定により日直の代休日を与えるとその日の賃金は得られず、その為日給者は日直をするることによって賃金の減収となるもやむを得ないものと解してよい。

図 行政官庁の許可を受けた日直する者について代休を与えないものとは昭和二十三年一月十三日附基発第三号通牒の通りであるが、この者に使用者が代休を与える場合には見解の如く賃金は減収する。

(昭三・三・六 基発三号)

〔代休を与えた場合の日直・宿直手当〕

断続的な日直宿直をした場合でも代休を与えなくてよいが、たとえ代休を与えたとしても日直宿直等の手当の支給は免除されるものではないと解するが如何。

〔代休を与える場合でも、宿直日直を施行規則第二十三条の宿直日直として取扱う必要がある場合は、見解どおり手当を支給しなければならぬが、その他の場合、手当を支給するか否かは労使の定めるところによる。〕

(昭三・七・六 基発二号、昭三・二・三 基発三号)

〔医師、看護婦等の宿直〕 医師、看護婦等の宿直勤務については、一般的宿直の場合と同様に宿間の通常の労働の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和二十二年九月十三日附基第十七号通牒に示されている通りであるが、これらのものの宿直についてはその特性に鑑み、取扱いの細目を次のように定めるから、これらによつて取扱われたい。

なお、医療法第十六条には「医業を行なふ者は、病院に医師を宿直させなければならぬ」と規定されているが、

病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ」ことが規定されているが、左記標準に該当すると認められるものについてのみ労働基準法施行規則第二十三条の許可を与えるようになされた。

〔記〕

(1) 医師、看護婦等の宿直勤務については、次に掲げる条件のすべてを充たす場合は、施行規則第二十三条の許可を与えるよう取扱うこと。

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。即ち通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務時間が継続している場合は、「勤務から解放されたとはいえないから、その割

四九二

は時間外労働として取扱わなければならぬこと。

(2) 夜間に従事する業務は、一般的宿直業務以外には、病室の定期巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要員を必要としない程度の、又は短時間の業務に限ること。従つて下記(1)に掲げるような宿間と同様の業務は含まれないこと。

(3) 夜間に充分睡眠がとりうるものでなく、右以外に一般的宿直の許可の際の条件を充たしていること。

(4) (3) 右によつて宿直の許可が与えられた場合、宿直中に、突然的な事故による急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等があり、又は医師が看護婦等に予め定めた処置を行わしめる等宿間と同様の業務に従事することが稀にあつても、一般的にみて睡眠が充分にとりうるものでなく、その時間について法第三十三条又は第三十六条第一項による時間外労働の手続をとらしめ、第三十七条の割増賃金を支払わしめる取扱いをする。従つて、宿直のために泊り込む医師、看護婦等の数を宿直の際に担当する出勤者との割合あるいは当該病院等に夜間来院する急病患者の免記事上の標準から見て、右の割合

[日給者の当直による賃金]

を支給する場合はその者に支払われるべき日の賃金は支払う必要はないものと解されるが、右の如く解すれば当直者が賃金の支払を日額を以て受ける者である場合に法第三十五条の規定により日直の代休日を与えるとその日の賃金は得られず、その為日給者は日直をするることによって賃金の減収となるもやむを得ないものと解してよい。

図 行政官庁の許可を受けた日直する者について代休を与えないものとは昭和二十三年一月十三日附基発第三号通牒の通りであるが、この者に使用者が代休を与える場合には見解の如く賃金は減収する。

(昭三・三・六 基発三号)

〔代休を与えた場合の日直・宿直手当〕

断続的な日直宿直をした場合でも代休を与えなくてよいが、たとえ代休を与えたとしても日直宿直等の手当の支給は免除されるものではないと解するが如何。

〔代休を与える場合でも、宿直日直を施

行規則第二十三条の宿直日直として取扱う必要がある場合は、見解どおり手当を支給しなければならぬが、その他の場合、手当を支給するか否かは労使の定めるところによる。

(昭三・二・三 基発三号)

〔社会福祉施設の場合〕 社会福祉施設における宿直勤務について、一般的宿直勤務の場合と同様に、常勤のみを許可の対象とし、昼間の通常の労働の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和二十二年九月十三日付け基発第一七号により示されているとおりであるが、その許可に当たつては左記により取扱われたい。

〔記〕

(1) 上記以外に、一般的宿直勤務の原の条件を満たしていること。

(2) 夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務のほかに、夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務のほかに、

医師、看護婦等が、そこに住んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿直として取扱う必要はないこと。但し、この場合であつても右(1)に掲げるような業務に従事するときには、法第三十三条又は第三十六条第一項による時間外労働の手続をとつて、次に掲げる条件のすべてを満たす場合、即ちこれをもつて宿直として取扱いが必要はないが、これらの者の前に記述の通りに示されている一般の宿直業務及び上記(1)(2)の業務を命ぜる場合には、宿直勤務として取り扱うことを要するものである。

(3) 小規模の病院、診療所においては、医師、看護婦等が、そこに住んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿直として取扱う必要はないものである。

〔医師と看護婦の宿日直手当〕 病院における医師、看護婦のように賃金額に著しい差のある職種の者が、それぞれ責任を負は職務内容を異なる宿日直手当の最低額は宿日直につくことの予定されているすべての医師こと又は看護婦ごとにそれぞれ計算した一人一日平均額の三分の一とすること。

(昭三・三・三 基発三号、平二・三・三 基発六号)

(昭三・二・三 基発三号)

〔社会福祉施設の宿直許可の基準〕 昭和四十九年七月二十六日付け基発第三八七号をもつて通達された「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」の運用に当たつては、左記の見解に留意されたい。

〔記〕

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

(2) 夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務のほかに、

医師、看護婦等が、そこに住んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿直として取扱う必要はないこと。

〔通達の性格〕

社会福祉施設の宿直許可の基準は、施設の特殊性からして特例を認め通達したものであるか。

(見解) 社会福祉施設における宿直許可の取扱いについては、従前示されていた一般的宿直許可基準のみでは明確でないものであるが、その取扱いの細部を明らかにしたものであつて特例を認めたものではない。

(見解) 「軽度」とは、どの程度の作業をいうか。作業とは、どの程度の作業をいうか。

二 本通達に示された「軽度かつ短時間の作業」とは、おむづちを替えて、

（見解）「軽度」とは、おむづちを替えて、